

# 第40回法廷だより

2023年7月14日、控訴審第1回期日が札幌高裁で開かれました。

曇天の下  
傍聴席は概ね埋まつた

2023年7月14日午後2時30分より札幌高裁で、第1回口頭弁論期日が開かれました。

約100席の傍聴席は概ね埋まつていました。期日では、一審全部敗訴原告、一審被告、一審一部勝訴原告が、それぞれ以下の書面を提出しました。

1 一審全部敗訴原告は、控訴状と控訴理由書、控訴の趣旨の変更申立書、変更申立書2を提出しました。

## 一審原告意見陳述

3 一審一部勝訴原告は、一審被告に対する答弁書、公法的な運転の禁止と原発の有する具体的危険性が別個の問題であることを主張する第1準備書面を分析し、実質的に反論済みであることを指摘する第2準備書面を提出しました。

2 一審被告は、控訴状と控訴理由書、一審全部敗訴原告に対する答弁書、使用済み核燃料の危険性が小さいことを主張する準備書面(1)変更許可を受けるまでは原子炉を稼働させることは法的に認められていなかったため具体的な危険性は生じないとの主張をする準備書面(2)令和元年5月以降

の掘削調査の結果、F-1断層とF-4断層はいずれも将来活動する恐れのある活断層ではないと主張する準備書面(3)を提出しました。



く第三者委員会を設置すべきであるとしました。

そして、核は「コントロール不

可であつて、持続可能な社会のため、再生エネルギーをベース社会を目指すべきであり、将来に残る負の遺産をこれ以上増やすべきではないとして、廃炉の実現を訴えました。

一審全部敗訴原告は、被告準備書面(1)、(3)に対する反論をするようになりました。また、一審一部勝訴原告は、被告準備書面(3)への反論を改めて行うか検討の上、行う場合には書面を提出することになりました。

一審被告は、基準地震動に関する主張を、可能な限り次回期日までに提出することとされました。

## 今後の予定等

次回期日は、令和5年11月8日(火)午後2時30分からです。

次回もたくさんの方に傍聴においていただき、ともに廃炉への意志を表明していきましょう。

## 次回期日に向けた準備等